



東光有限責任監査法人

Toko LLC

TOKOニュースレター

Vol. 189/2026年9月号

発行日：2026年9月15日

高市早苗首相が率いる第2次高市政権は、2025年10月の発足から間もなく1年を迎えようとしています。

この間、2026年2月8日には衆議院の解散・総選挙が行われ、自由民主党が316議席を獲得しました。これは戦後最大級の議席数とされ、憲法改正の発議に必要な3分の2(310議席)を上回る結果となりました。

内閣支持率については、発足直後は各種世論調査で60%台後半の高水準を記録していましたが、その後は緩やかな低下傾向が続いています。8月の調査結果は報道各社によって48%前後から50%台とばらつきがあり、一部の調査では発足以来の最低値を更新したとする結果も出ています。

政策面では、2026年7月21日に「骨太の方針」および「成長戦略」が閣議決定されました。骨太の方針では、官民合わせた投資計画のうち相当部分をAI・デジタル分野に配分する方針が示されています。

また、法制面では、外国国章損壊罪のみ存在し自国の国旗損壊罪が存在しない状態を是正するとして提出された国旗損壊罪の創設法案が、7月17日に参議院で可決・成立し、8月13日から施行されました。

秋の臨時国会に向けては、食料品の消費税減税や基礎年金の底上げなど、国民生活に関わる政策分野が論点となる見通しです。

最新情報（2026年8月1日～2026年8月31日）

1. 業種別委員会

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2026年 8月7日	実務 指針	「業種別委員会実務指針第72号「生命保険会社における任意の期中レビューに係る実務指針」の改正」の公	日本公認会計士協会（業種別委員会）では、2026年8月6日に開催された常務理事会の承認を受けて、「業種別委員会実務指針第72号「生命保険会社における任意の期中レビューに係る実務指針」の改正」を公表いたしましたので、お知らせします。 企業会計基準第37号「期中財務諸表に関する会計基準」等（以下「期中財務諸表に関する会計基準等」という。）の公表	2026年 4月1日以降

		表について	(2025 年 10 月 16 日) を受けて、期中財務諸表に関する会計基準等との用語等の整合性を図るため、見直しを行ったものです。 本文及び付録(期中レビュー報告書の文例)中の「我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準」という表現を「期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」に改めました。 本改正は、2026 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表の期中レビュー業務から適用されます。	
2026 年 8 月 21 日	公開 草案	「業種別委員会実務指針第 38 号「投資事業有限責任組合における会計上及び監査上の取扱い」の改正」(公開草案)の公表について	日本公認会計士協会(業種別委員会)は、業種別委員会実務指針第 38 号「投資事業有限責任組合における会計上及び監査上の取扱い」の見直しについて一通りの検討を終えたため、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。 2025 年 3 月 11 日に改正移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」が公表され、特定の要件を満たした場合において、組合員はその出資する組合等の構成資産に含まれる全ての市場価格のない株式(出資者である企業の子会社株式及び関連会社株式を除く。)について時価をもって評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とすることを認められることとなりました。 また、2025 年 6 月 23 日に、経済産業省産業組織課・新たなモデル LPA の作成等のための有識者検討会から「投資事業有限責任組合契約書例及びその解説(令和 7 年版)」が公表されました。 これらを受けて、想定される組合員の財務情報に対するニーズや昨今の業界実務との整合性を図るため、見直しを行ったものです。 主な改正点については、補足説明資料に記載しておりますので、ご参照ください。 本公開草案についてご意見がございましたら、2026 年 9 月 18 日(金)までに、氏名(法人その他の団体にあっては名称)及び職業(法人その他の団体にあっては業種)をご記入の上、下記の電子メール又は F A X (できるだけ電子メールでお寄せください)宛てにお寄せください。 お寄せいただいたご意見につきましては、個別には回答をしないこと、及び氏名又は名称が付されていないご意見は有効として取り扱わないことをあらかじめご了承ください。	

2. IFRS 関係（会計制度委員会）

該当なし

3. 学校法人会計（学校法人委員会）

該当なし

4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2026年 8月18日	研究 報告	非営利法人委員会 研究報告第 48 号 「医療法人の継続 事業の前提につい て」の公表につい て	日本公認会計士協会（非営利法人委員会）は、2026 年 8 月 6 日に開催された常務理事会の承認を受けて、非営利法人委員会研究報告第 48 号「医療法人の継続事業の前提について」を公表しましたのでお知らせします。 本研究報告は、医療法人監査に当たり、監査基準報告書 570 「継続企業」を適用する際の参考に資することを目的として、実務上の留意事項について Q & A 形式で取りまとめたものです。	—
2026年 8月26日	意見	国際公会計基準審 議会（IPSASB） 公開草案第 97 号 「IPSAS 実務記 述書「重要性の判 断の行使」」に対す るコメントの提出 について	国 際 会 計 士 連 盟 （ International Federation of Accountants : IFAC ） の国際公会計基準審議会（International Public Sector Accounting Standards Board : IPSASB）から、2026 年 4 月 30 日に公開草案第 97 号「IPSAS 実務記述書「重要性の判断の行使」」が公表され、広く意見が求められました。 日本公認会計士協会では、本公開草案についてのコメントを取りまとめ、2026 年 8 月 25 日付けで IPSASB に対し提出いたしましたので、お知らせします。	—
2026年 8月26日	意見	国際公会計基準審 議会（IPSASB） コンサルテーショ ン・ペーパー「財 務諸表の表示」に 対するコメントの 提出について	国 際 会 計 士 連 盟 （ International Federation of Accountants : IFAC ） の国際公会計基準審議会（International Public Sector Accounting Standards Board : IPSASB）から、2026 年 4 月 27 日にコンサルテーション・ペーパー「財務諸表の表示」が公表され、広く意見が求められました。 日本公認会計士協会では、本コンサルテーション・ペーパーについてのコメントを取りまとめ、2026 年 8 月 25 日付けで IPSASB に対し提出いたしましたので、お知らせします。	—

5. IT 関係（テクノロジー委員会）

該当なし

6. その他（会計制度委員会等）

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2026年 8月6日	お知らせ	「上場会社等の監査を行う監査事務所の適格性の確認のためのガイドライン」の改正	日本公認会計士協会（品質管理委員会）は、上場会社等監査人名簿への登録を受けようとする者又は登録上場会社等監査人（以下これら二つを総称して「上場会社等の監査を行う監査事務所」といいます。）が、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するに足る体制（公認会計士法第 34 条の 34 の 6 第 1 項各号及び同法第 34 条の 34 の 14 並びに公認会計士法施行規則第 87 条各号及び第 93 条から第 96 条まで）を備えているかどうかを確認する目的から、上場会社等の監査を行う監査事務所の品質管理システムの整備及び運用の状況を、品質管理レビューを通じて確認（以下、このような確認プロセスを「適格性の確認」という。）しています。 当該適格性の確認に当たり、当協会は、その着眼点及び判断基準を示すための具体的なガイドラインとして「上場会社等の監査を行う監査事務所の適格性の確認のためのガイドライン」を策定し、2023 年 6 月 29 日に公表しました。 上場会社等の監査を行う監査事務所にあっては、このガイドラインを利用することにより、ガイドラインに記載する状況に該当していないかどうか、自ら評価（セルフアセスメント）を行い、不備が確認された場合には、自主的な改善策を直ちに立案し、実行することが 期待されます。 なお、このガイドラインに掲げる着眼点及び判断基準は、上場会社等の監査を行う監査事務所に対して品質管理レビューを実施するに当たり、不備事項となる可能性が高く、また、その不備の水準について論点となり得る事項の集積となります。このため、本ガイドラインは、法令や当協会の実務指針等における要求事項を網羅するものではありません。 また、判断基準において示されている不備の程度は、あくまでも一つの目安となります。このため、【重要な不備事項】とされる状況も、監査事務所の状況によりその不備の程度が重大であると捉えられる場合には、【極めて重要な不備事項】として判断することもある点にご留意ください。	—

			このたび、2026年8月6日に開催された常務理事会を経て、ガイドラインについて改正を行いました。 今回の改正の主なポイントは、次のとおりです。 (1) 「監査業務編」を新設して、収益認識に関する不正リスクの識別及び評価並びに対応手続等の事項に関する着眼点及び判断基準を新設しました。 (2) 「監査事務所編」に関して、運用状況に関する事項を含め、着眼点及び判断基準を新設又は変更しました。 (3) 監査ファイルの最終的な整理後の改ざん防止策に関し、紙面を原本としている場合に関する判断基準を変更しました。 なお、ガイドラインの改正に当たっては、2026年6月15日から7月3日までの間、会員及び準会員向けに草案を公開し意見を求めました。公開草案に寄せられた主なコメントの概要とその対応も併せて公表いたしますので、ご参照ください。	
2026年 8月10日	公開 草案	監査基準報告書 240「財務諸表監査における不正」の改正（公開草案）の公表について	日本公認会計士協会（監査・保証基準委員会）では、2025年7月に国際監査・保証基準審議会（The International Auditing and Assurance Standards Board :IAASB）から公表された、International Standard on Auditing (ISA) 240 (Revised), The Auditor's Responsibilities Relating to Fraud in an Audit of Financial Statements に対応するため、監査基準報告書 240「財務諸表監査における不正」（以下「監基報 240」という。）の改正の検討を行ってまいりました。このたび、一定の検討を終えたため、公開草案として公表し、広く意見を求めることにいたしました。 監基報 240 の改正に関する公開草案については、現行から大幅な項目の追加・削除等を行っているため、新旧対照表は作成しておりません。本公開草案の概要は、別添の参考資料「監査基準報告書 240「財務諸表監査における不正」の改正（公開草案）の概要」に取りまとめておりますので、ご参照ください。 なお、監査における不正リスク対応基準（以下「不正リスク対応基準」という。）に関連する要求事項や適用指針については F 項として記載をしており、また、不正リスク対応基準と改正後監基報 240 との関係については別添の参考資料「監査基準報告書 240「財務諸表監査における不正」の改正（公開草案）の概要」において説明をしておりますので、ご参照ください。 また、本監査基準報告書の改正に伴う適合修正の対象は以下のとおりです。	—

			監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」 監査基準報告書 200「財務諸表監査における総括的な目的」 監査基準報告書 220「監査業務における品質管理」 監査基準報告書 230「監査調書」 監査基準報告書 260「監査役等とのコミュニケーション」 監査基準報告書 265「内部統制の不備に関するコミュニケーション」 監査基準報告書 300「監査計画」 監査基準報告書 315「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」 監査基準報告書 330「評価したリスクに対応する監査人の手続」 監査基準報告書 450「監査の過程で識別した虚偽表示の評価」 監査基準報告書 500「監査証拠」 監査基準報告書 505「確認」 監査基準報告書 530「監査サンプリング」 監査基準報告書 540「会計上の見積りの監査」 監査基準報告書 550「関連当事者」 監査基準報告書 580「経営者確認書」 監査基準報告書 600「グループ監査における特別な考慮事項」 監査基準報告書 610「内部監査人の作業の利用」 監査基準報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」 監査基準報告書 701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」 監査基準報告書 705「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」 監査基準報告書 800「特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対する監査」 監査基準報告書 805「個別の財務表又は財務諸表項目等に対する監査」 監査基準報告書 900「監査人の交代」 財務報告内部統制監査基準報告書第1号「財務報告に係る内部統制の監査」 期中レビュー基準報告書第1号「独立監査人が実施する中間財務諸表に対するレビュー」 期中レビュー基準報告書第2号「独立監査人が実施する期中財	
--	--	--	---	--

			務諸表に対するレビュー」 レビュー業務実務指針 2400「財務諸表のレビュー業務」 保証業務実務指針 3000「監査及びレビュー業務以外の保証業務に関する実務指針」 監査基準報告書 500 実務指針第 1 号「イメージ文書により入手する監査証拠に関する実務指針」 レビュー業務実務指針 2431「東京証券取引所の有価証券上場規程に定める部門財務情報に対するレビュー業務に関する実務指針」 保証業務実務指針 3402「受託業務に係る内部統制の保証報告書に関する実務指針」 保証業務実務指針 3701「非パブリック型のブロックチェーンを活用した受託業務に係る内部統制の保証報告書に関する実務指針」 保証業務実務指針 3702「情報セキュリティ等に関する受託業務の Trust に係る内部統制の保証報告書に関する実務指針」 本公開草案についてご意見がございましたら、2026 年 9 月 10 日（木）までに、氏名（法人その他の団体にあっては名称）及び職業（法人その他の団体にあっては業種）をご記入の上、下記の宛先に電子メールでお寄せください。 お寄せいただいたご意見につきましては、個別には回答をしないこと、及び氏名又は名称が付されていないご意見は有効として取り扱わないことをあらかじめご了承ください。	
2026 年 8 月 28 日	お知らせ	2026 年 6 月 IAASB ボード会議の概要説明動画の配信	国際監査・保証基準審議会（International Auditing and Assurance Standards Board：IAASB）の活動をご紹介するため、2026 年 6 月 15 日～18 日に開催された IAASB ボード会議の概要説明動画を作成いたしました。 IAASB で審議されているプロジェクトのポイントを 10 分程度にまとめて説明しておりますので、ぜひご覧ください。	—

Ⅱ. 連絡広場（ワンポイントメッセージ）

令和 8 年度税制改正により、青色申告書を提出する中小企業者等を対象とする「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」が見直されました。

この特例は、対象となる減価償却資産を事業の用に供した事業年度に、通常の減価償却によらずその取得価額の全額を損金算入できる制度です。従来、対象となるのは取得価額 30 万円未満の資産でしたが、令和 8 年 4 月 1 日以後に取得等する資産については、対象となる取得価額が 40 万円未満に引き上げられました。あわせて、適用期限も延長され令和 11 年 3 月 31 日となる見込みです。

なお、年間の適用対象となる取得価額の合計額は、引き続き 300 万円が上限です。また、対象となる中小企業者等の要件についても見直しが行われ、令和 8 年 4 月 1 日以後に取得等する資産については、常時使用する従業員数が 400 人を超える法人が対象から除外されています（改正前は 500 人超が対象外でした）。

今回の見直しにより、例えば 30 万円以上 40 万円未満のパソコンや機械、器具備品等についても、一定の要件を満たせば本特例の適用対象となります。

設備や備品の購入時には、その資産を経費として処理できるか、固定資産として計上し減価償却を行うかによって、当期の損益や税務上の取扱いが異なります。3 月決算会社については下期の予算の修正を検討し始める時期かと思いますが、今後、設備投資を予定している場合には、取得時期や金額、年間の取得予定額を確認したうえで、適用できる制度を検討することが重要です。

以上

【発行元】

東光有限責任監査法人 ナレッジチーム

〒162-0824

東京都新宿区揚場町 1 番 1 号 揚場ビル 3 階

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703